

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について 一事務ガイドライン
 (第1部 証券会社等の監督関係)

現 行	改 正 案
第 1 部 証券会社等の監督関係	第 1 部 証券会社等の監督関係
1. 事務の取扱いに関する一般的事項	1. 事務の取扱いに関する一般的事項
1-1 証券会社の監督事務の取扱い	1-1 証券会社の監督事務の取扱い
1-1-1~1-1-3 (略)	1-1-1~1-1-3 (略)
1-1-4 管轄財務局長との連絡調整	1-1-4 管轄財務局長等との連絡調整
(1)~(2) (略)	(1)~(2) (略)
(新設)	<u>(3) 財務局長は、金融庁長官又は他の財務局長が管轄する証券会社の主要株主から、法第 33 条の 2 に基づく届出を受理した場合は、当該届出書の原本を速やかに、金融庁長官又は当該他の財務局長に送付するものとする。</u>
(新設)	<u>(4) 金融庁長官又は財務局長は、管轄する証券会社の主要株主に対して、法第 33 条の 3 に基づく命令を行った場合は、当該主要株主の本店又は主たる事務所（当該主要株主が個人の場合にあっては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該主要株主が非居住者である場合は関東財務局長）にその命令内容を連絡するものとする。</u>
(新設)	<u>(5) 金融庁長官又は財務局長は、自らが管轄する証券会社のうち、他の財務局長が管轄する区域に所在する証券仲介業者に業務の委託を行っている証券会社がある場合においては、当該証券仲介業者を管轄する財</u>

現 行	改 正 案
	<u>務局長に、当該証券仲介業者の監督に資するため必要な情報を提供する など、連携に努めるものとする。</u>